

第4章 介護保険事業の展開

第 1 節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスを利用できるよう、人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ、本市を 6 つに分けた日常生活圏域を設定し、平成 19 年 4 月に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を圏域ごとに設置しました。

現在、各圏域ともに高齢者人口が増えており、安定した支援を行うためには、圏域の見直しが課題となっています。

第 6 期計画における日常生活圏域については、現行の 6 圏域としますが、第 6 期計画の期間中に圏域の見直しに着手します。

圏 域 名	含まれる地区
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	新堀・西堀・本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	東北・東・野火止五～八丁目
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野

表 日常生活圏域の人口及び地域資源の状況（平成 26 年 1 月 1 日現在）

①人口及び高齢化の状況

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
総人口（人）	22,111	25,860	31,537	24,726	33,796	24,497	162,527
65 歳以上人口（人）	5,529	5,666	7,317	5,894	6,408	5,943	36,757
高齢化率（65 歳以上）	25.0%	21.9%	23.2%	23.8%	19.0%	24.3%	22.6%
75 歳以上（再掲）（人）	2,115	2,165	2,879	2,417	2,677	2,496	14,749
高齢化率（75 歳以上）	9.6%	8.4%	9.1%	9.8%	7.9%	10.2%	9.1%
ひとり暮らし世帯（世帯）	605	640	912	828	786	986	4,757
高齢者世帯（世帯）	1,005	859	1,053	884	977	929	5,707

※ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯は平成 26 年 6 月 1 日現在

②高齢者相談センター（地域包括支援センター）・在宅介護支援センター

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
高齢者相談センター	1	1	1	1	1	1	6
在宅介護支援センター				1		1	2
合計	1	1	1	2	1	2	8

③生きがい・交流

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
老人福祉センター		1		1		1	3
高齢者いきいき広場	2		2		1		5
すこやか広場		1	1				2
公民館	1	2		1	1	1	6
コミュニティセンター			1		1		2
ふれあいの家			1	1	1		3
集会所	6	4	8	6	5	7	36
合計	9	8	13	9	9	9	57

④病院・診療所

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
病院				3	2	1	6
診療所	4	4	10	5	21	9	53
歯科診療所	4	6	10	9	24	8	61
合計	8	10	20	17	47	18	120

⑤居宅系サービス（平成26年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
居宅介護支援事業所	5	2	8	7	8	7	37
訪問介護	2	3	4	6	6	5	26
訪問入浴介護					1	1	2
訪問看護			2	3	2		7
訪問リハビリテーション				1		1	2
通所介護	4	5	6	5	5	10	35
通所リハビリテーション			3		1	1	5
短期入所生活介護	1	1	1	1	1	2	7
短期入所療養介護			1			1	2
特定福祉用具販売		1		2	1	2	6
福祉用具貸与				2	1	2	5
合計	12	12	25	27	26	32	134

⑥地域密着型サービス（平成26年10月1日現在）

単位：か所

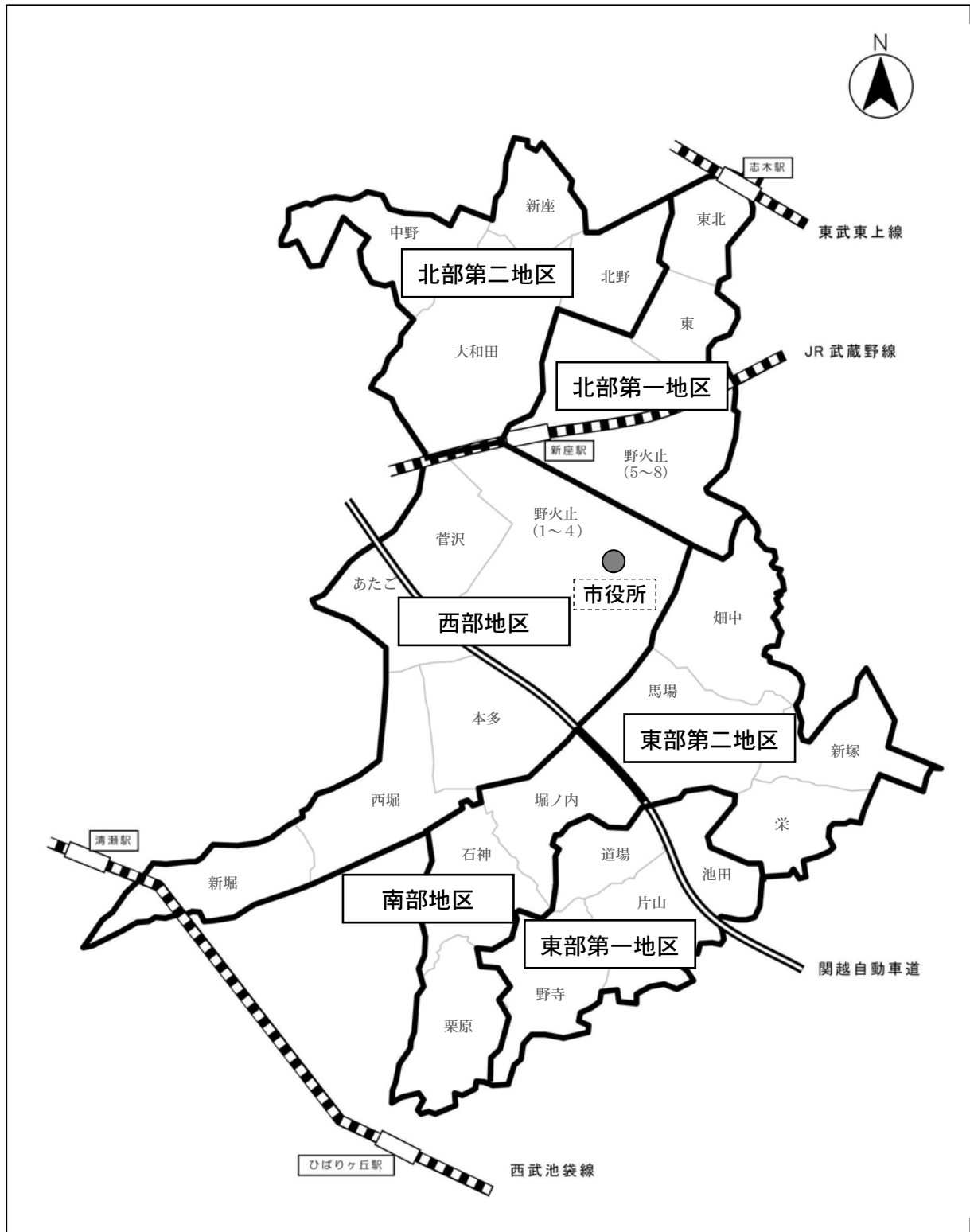
区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			1	2	3	2	8
小規模多機能型居宅介護			1	1	1		3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							0
認知症対応型通所介護				2			2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				1			1
総計			2	6	4	2	14

⑦施設・居住系サービス（平成26年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
特定施設入居者生活介護					2		2
特別養護老人ホーム		1	1	1	1	1	5
老人保健施設			1			1	2
合計		1	2	1	3	2	9

図 日常生活圏域図

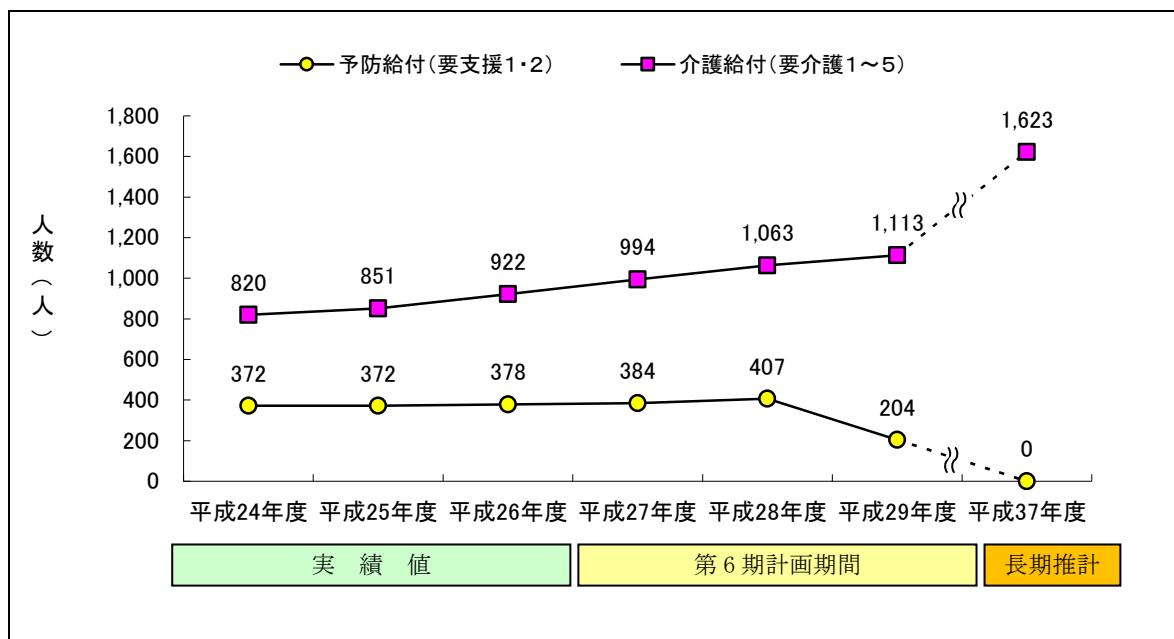


第 2 節 介護保険サービス

1 居宅サービスの見込量

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

- 訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護や掃除、洗濯などの生活援助を行うサービスです。
- 予防給付はほぼ横ばいで推移し、介護給付は増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。
- なお、要支援 1・2 に対する予防給付は、平成 29 年度から地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとして見込みました（→64 ページ参照）。



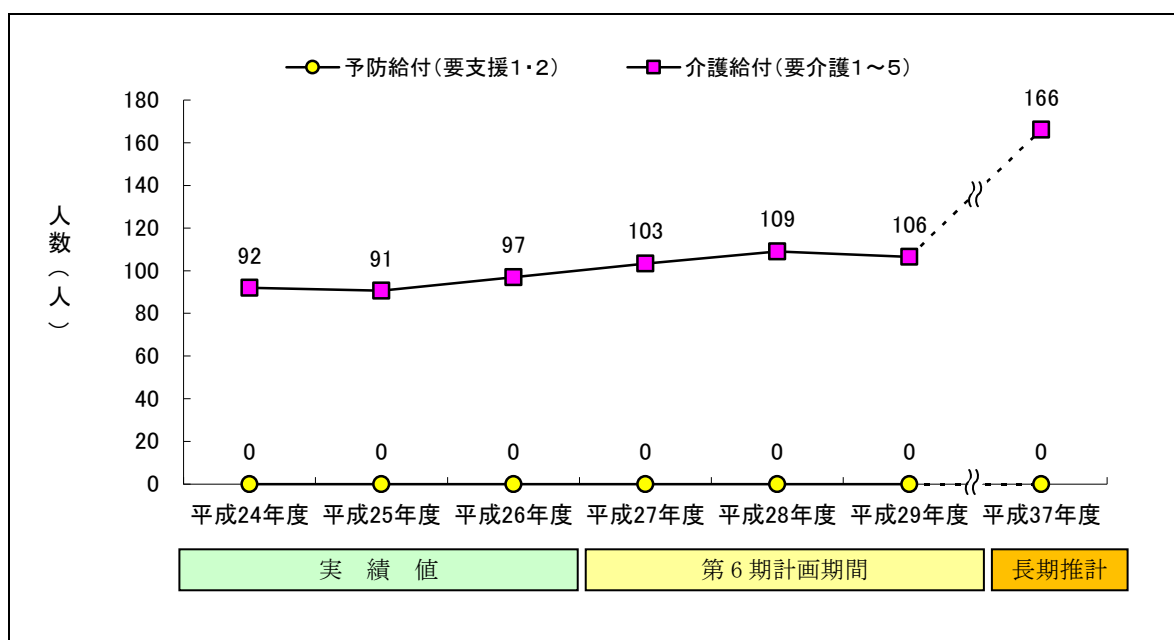
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	77,762	77,532	76,245	80,447	84,986	42,493	0
	人数 (人)	372	372	378	384	407	204	0
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	570,157	612,194	632,295	735,179	797,393	835,020	1,392,044
	人数 (人)	820	851	922	994	1,063	1,113	1,623

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(2) 訪問入浴介護

○訪問入浴介護は、介護士及び看護師等が訪問入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

○介護給付において増減しながら推移していることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。予防給付については、利用実績がないことから、今後の推計でも見込んでいません。



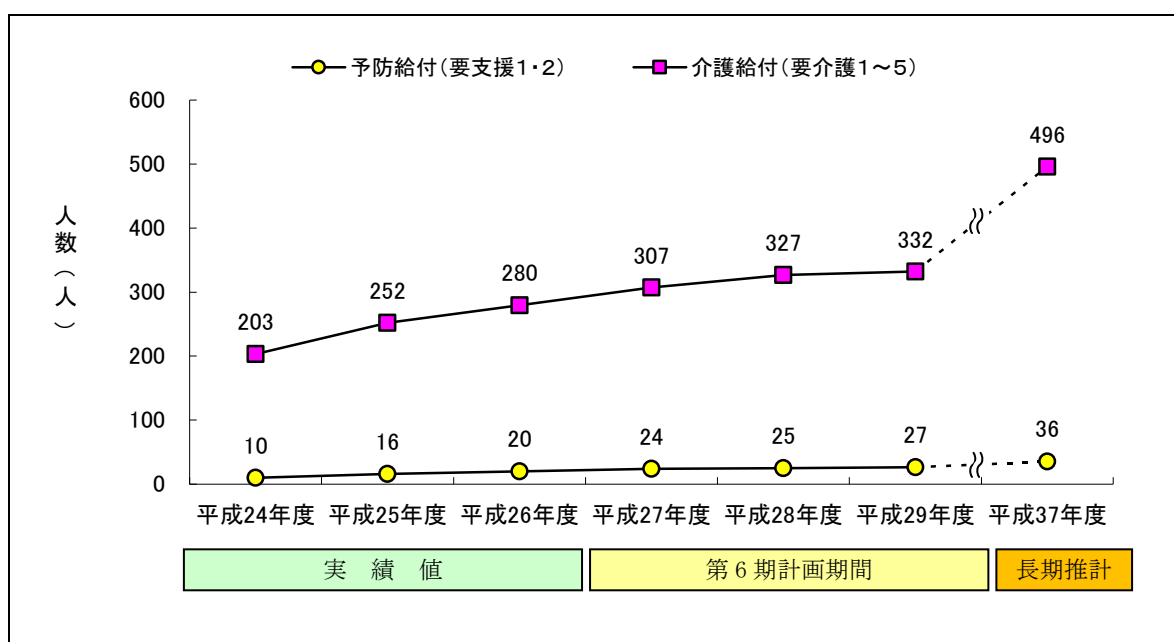
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	63,398	63,613	70,226	79,652	86,552	86,800	170,473
	人数 (人)	92	91	97	103	109	106	166

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(3) 訪問看護

○訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションの看護師や保健師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の支援や診療の補助を行うサービスであり、地域包括ケアシステムの中で、医療・介護連携の重要な担い手の1つとなり得るものと考えられます。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



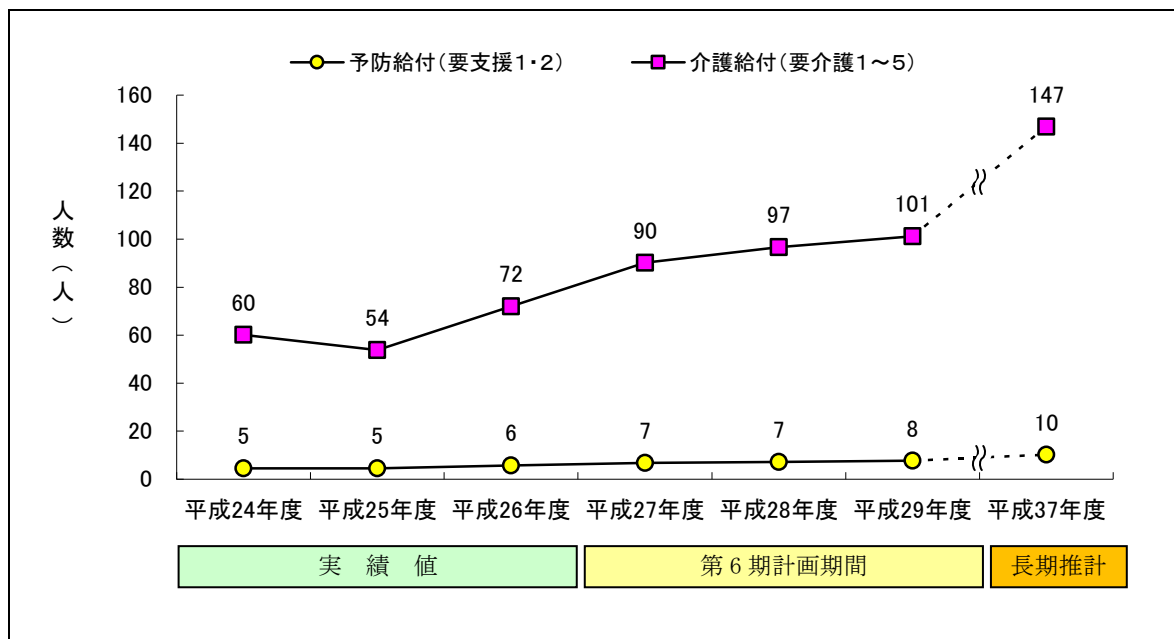
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	2,897	5,448	6,182	11,422	13,484	15,856	37,234
	人数 (人)	10	16	20	24	25	27	36
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	99,592	123,759	145,269	187,992	213,412	228,904	522,091
	人数 (人)	203	252	280	307	327	332	496

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(4) 訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービスです。

○サービス給付の推移に一定の傾向は見受けられませんが、今後、在宅生活を支えるサービスの1つとして、需要は高まっていくものと予想されます。



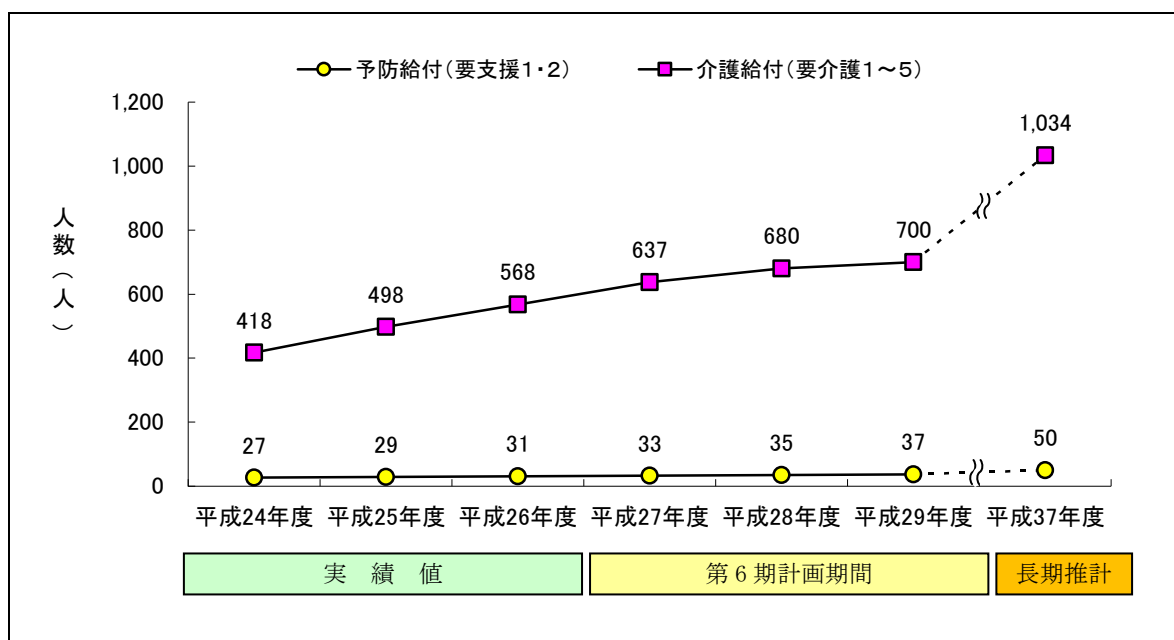
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	1,794	1,848	2,140	2,286	2,359	2,450	2,638
	人数 (人)	5	5	6	7	7	8	10
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	29,765	24,975	33,571	39,469	39,070	37,126	48,931
	人数 (人)	60	54	72	90	97	101	147

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(5) 居宅療養管理指導

○居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

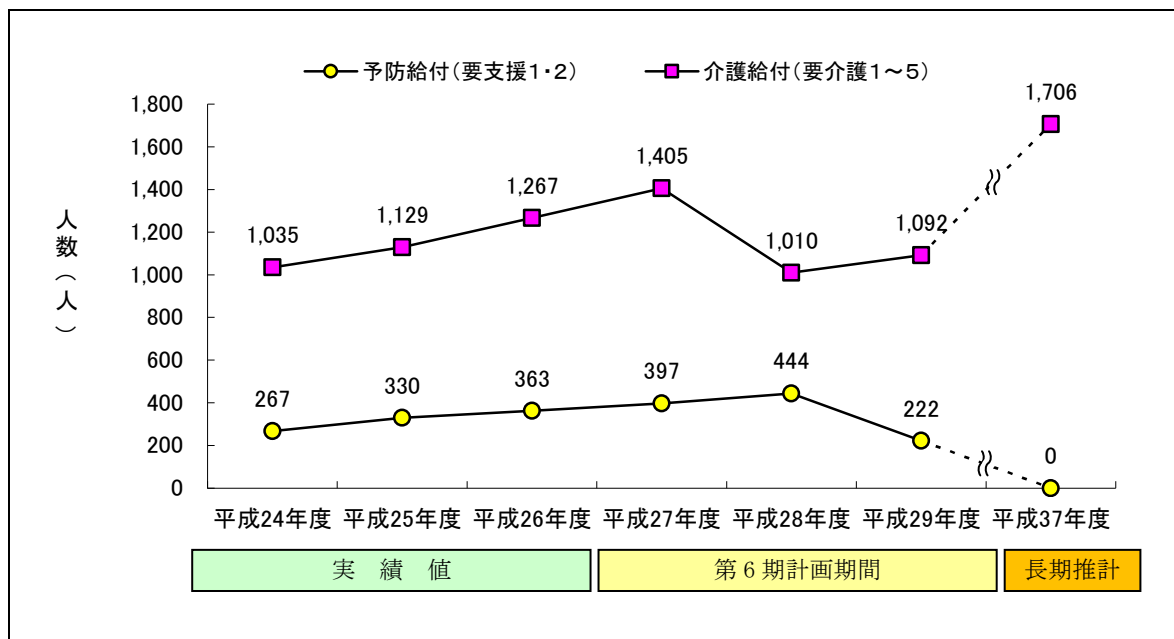


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	3,531	3,831	4,325	4,559	4,818	5,127	6,843
	人数 (人)	27	29	31	33	35	37	50
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	61,058	75,111	89,382	94,614	100,713	103,550	152,943
	人数 (人)	418	498	568	637	680	700	1,034

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(6) 通所介護（デイサービス）

- 通所介護は、デイサービスセンターにおいて食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。
- また、利用定員が 18 人以下の事業所における介護給付サービスは、平成 28 年 4 月から、地域密着型サービスへ移行される予定です。
- なお、要支援 1・2 に対する予防給付は、平成 29 年度から地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとして見込みました（→64 ページ参照）。



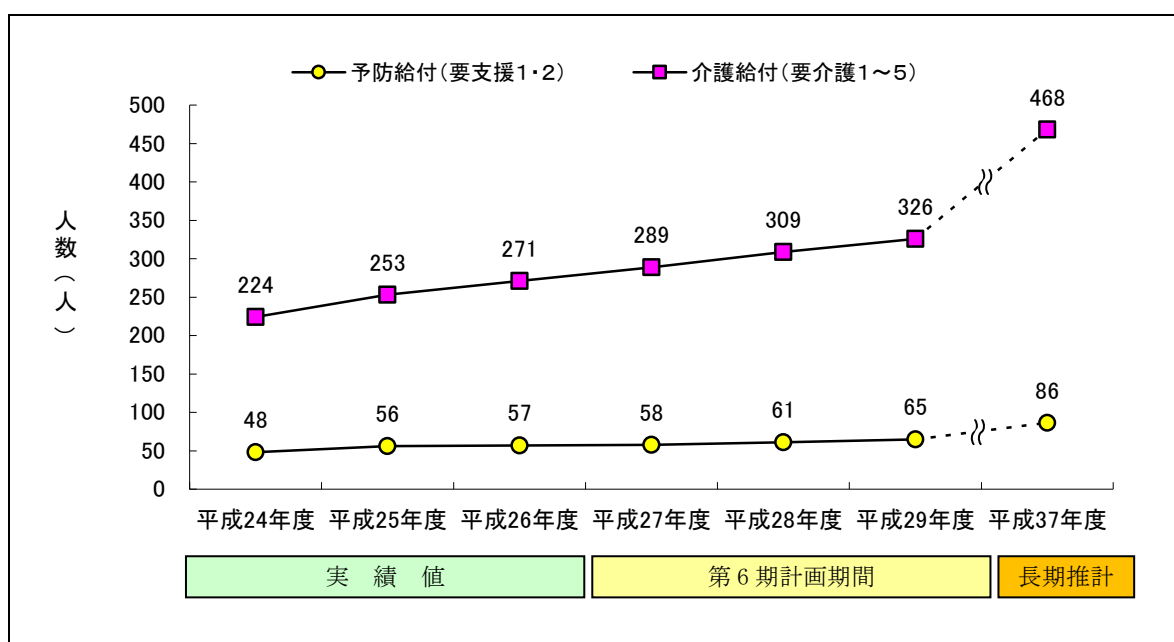
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	96,615	115,629	130,418	141,036	156,540	78,269	0
	人数 (人)	267	330	363	397	444	222	0
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	982,944	1,094,350	1,196,194	1,394,828	1,012,229	1,098,029	1,895,589
	人数 (人)	1,035	1,129	1,267	1,405	1,010	1,092	1,706

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(7) 通所リハビリテーション

○通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関などにおいて、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供するサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。また、在宅生活を支えるサービスの1つとして、今後も需要は高まっていくものと予想されます。



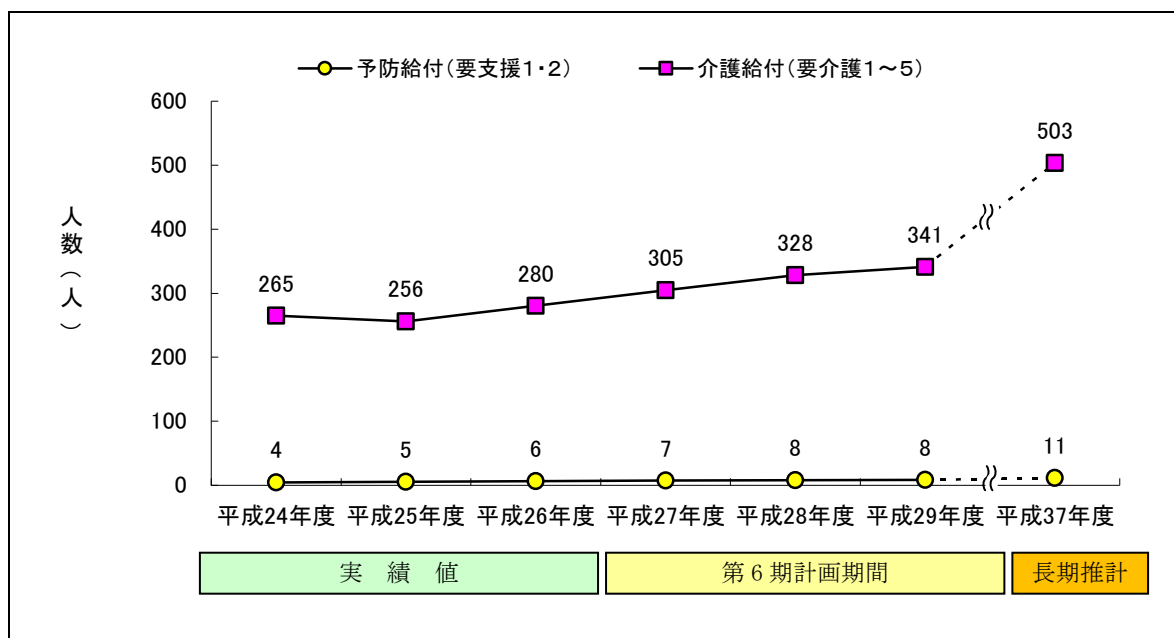
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	20,847	25,105	24,610	25,867	27,275	28,989	38,707
	人数 (人)	48	56	57	58	61	65	86
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	179,415	197,781	204,921	233,309	249,987	264,937	439,725
	人数 (人)	224	253	271	289	309	326	468

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

○短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスであり、介護者の介護負担の軽減を図るための計画的利用のほか、介護者の急病などで一時的に在宅生活に支障が出たときに利用できます。

○介護給付の利用者数は、平成24年度から平成25年度にかけて減少していますが、今後、需要の増加が予測されることを踏まえてサービス量を見込みました。

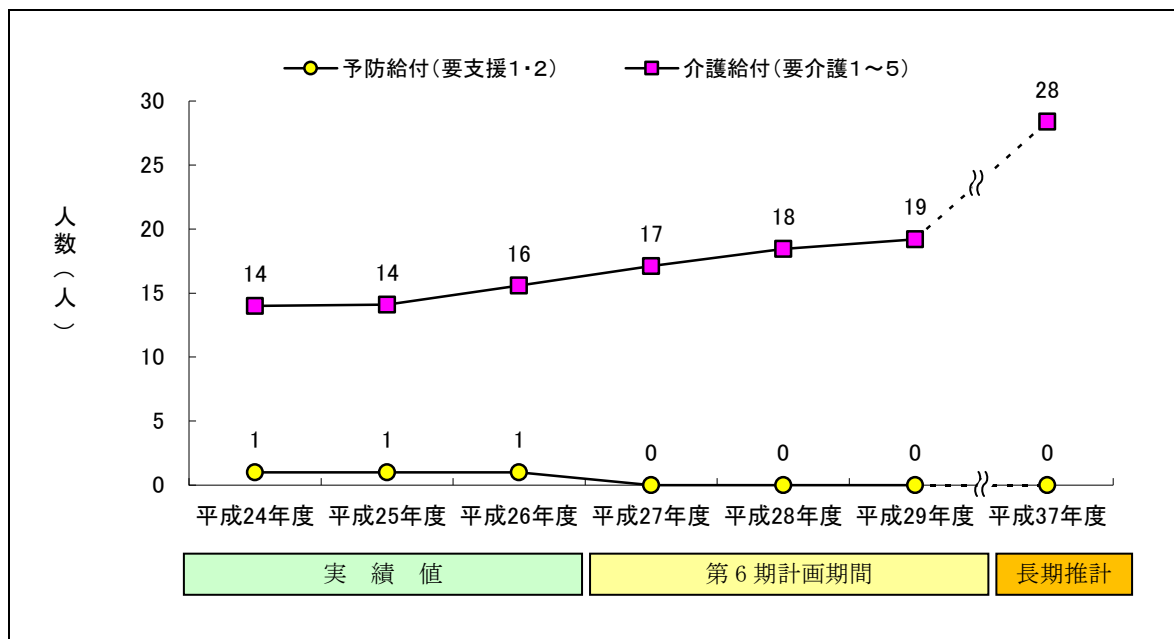


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	1,490	2,710	2,615	3,302	3,828	4,437	9,852
	人数 (人)	4	5	6	7	8	8	11
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	294,081	313,348	348,590	403,101	455,083	491,867	987,756
	人数 (人)	265	256	280	305	328	341	503

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(9) 短期入所療養介護

- 短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 予防給付は利用実績が低く、また、介護給付は若干の増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



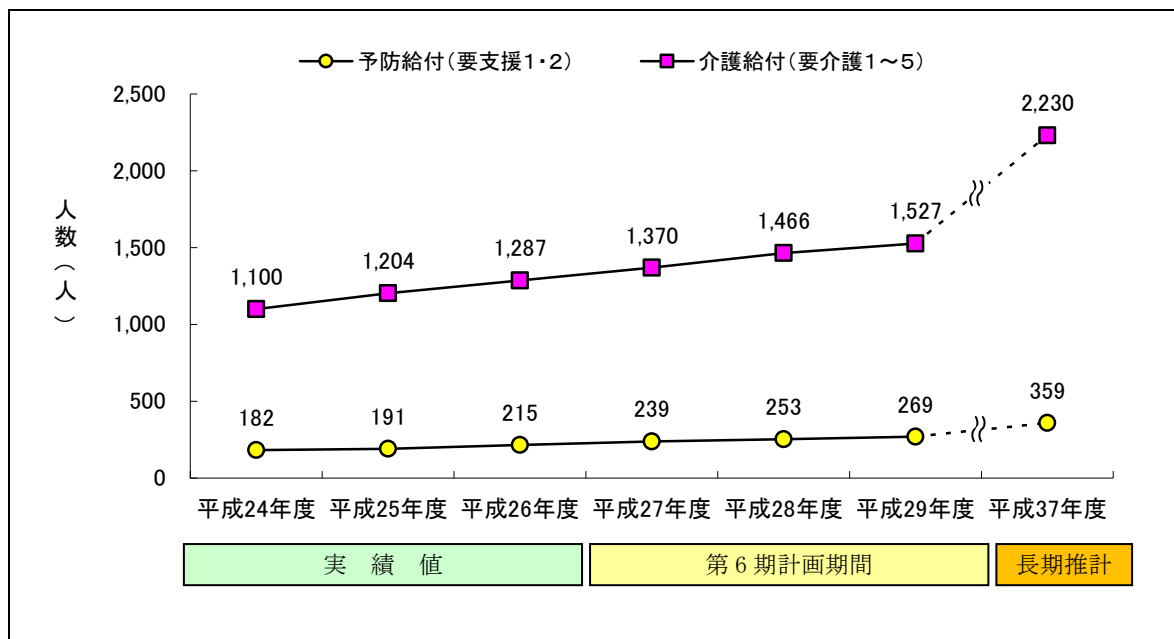
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	176	192	165	0	0	0	0
	人数 (人)	1	1	1	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	12,684	13,129	15,716	18,414	20,725	22,116	44,464
	人数 (人)	14	14	16	17	18	19	28

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(10) 福祉用具貸与

○福祉用具貸与は、日常生活の自立を支援するため、特殊寝台や車いす、歩行器などを貸与するサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

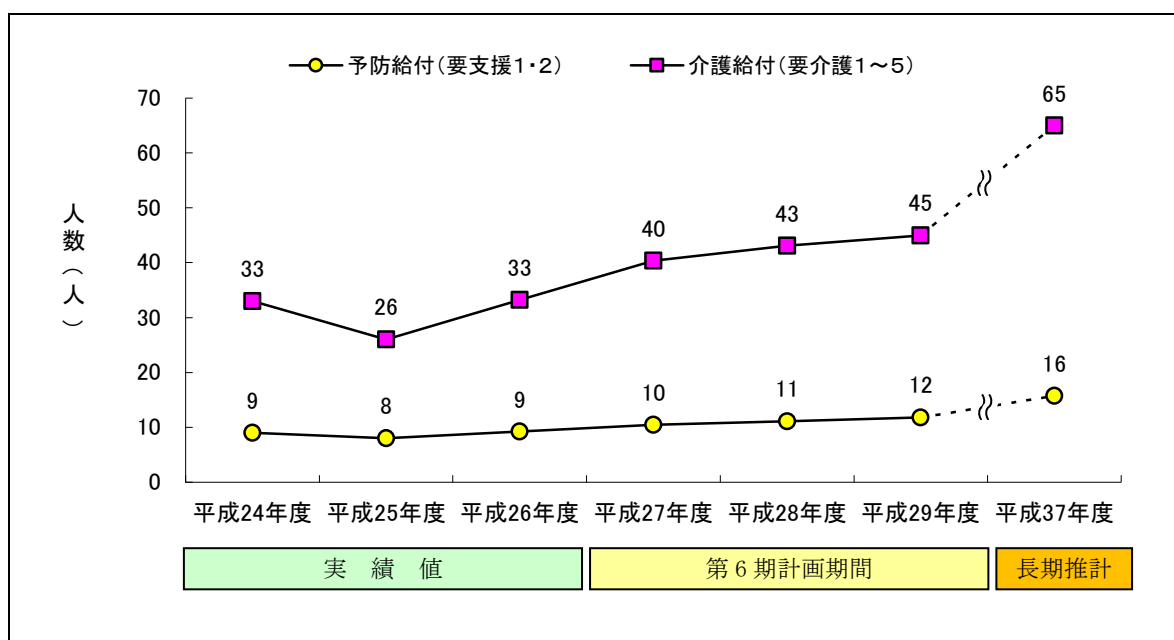


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	14,535	13,624	16,144	16,933	17,908	19,044	25,423
	人数 (人)	182	191	215	239	253	269	359
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	192,957	209,630	208,386	241,531	258,333	266,130	393,416
	人数 (人)	1,100	1,204	1,287	1,370	1,466	1,527	2,230

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(11) 特定福祉用具購入費の支給

- 特定福祉用具購入費の支給は、福祉用具のうち貸与になじまない特殊尿器や入浴補助用具等を購入する際の費用の一定割合を支給するサービスです。
- サービス給付の推移に一定の傾向は見受けられませんが、要支援・要介護認定者の増加に応じて、サービス利用も増加するものとして、今後のサービス量を見込みました。



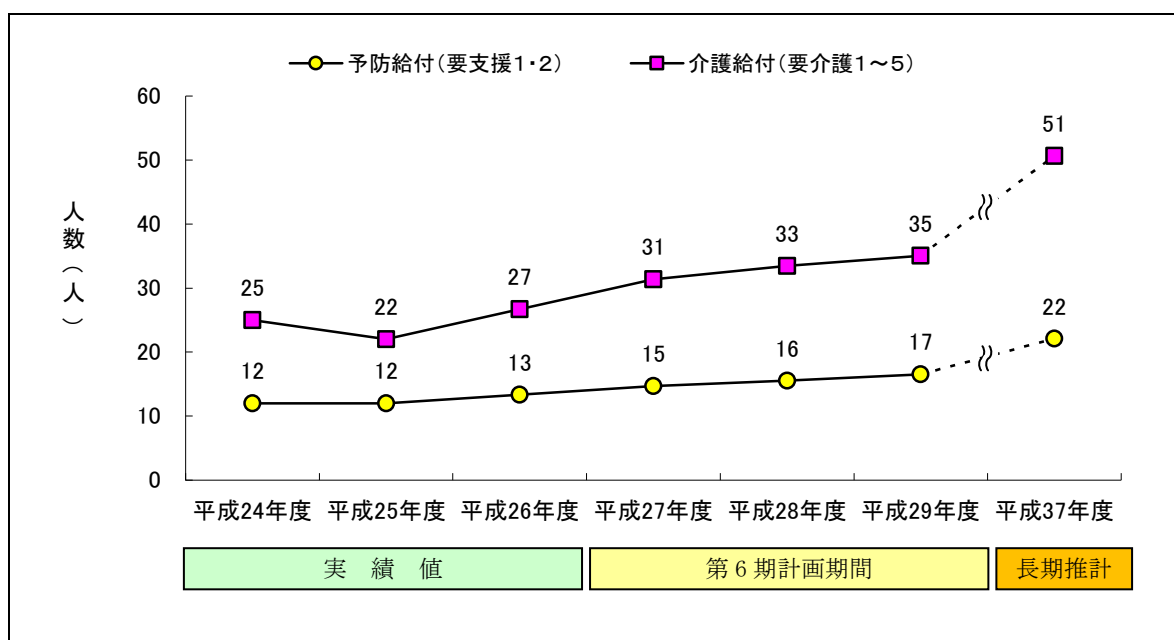
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	2,305	2,114	2,151	2,456	2,600	2,766	3,692
	人数 (人)	9	8	9	10	11	12	16
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	10,805	8,346	9,974	10,400	11,091	11,494	16,760
	人数 (人)	33	26	33	40	43	45	65

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(12) 住宅改修費の支給

○住宅改修費の支給は、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行う際の費用の一定割合を支給するサービスです。

○サービス給付の推移に一定の傾向は見受けられませんが、要支援・要介護認定者の増加に応じて、サービス利用も増加するものとして、今後のサービス量を見込みました。

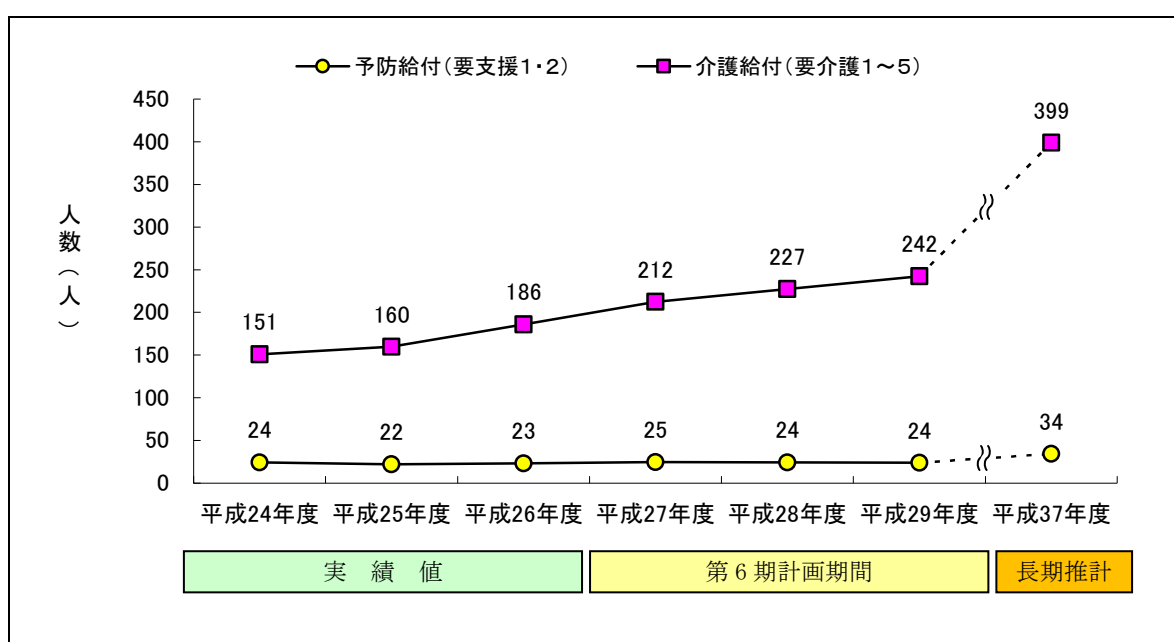


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	14,922	14,493	16,197	17,395	18,429	19,615	26,176
	人数 (人)	12	12	13	15	16	17	22
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	28,795	25,398	26,139	30,000	32,065	33,413	48,544
	人数 (人)	25	22	27	31	33	35	51

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(13) 特定施設入居者生活介護

- 特定施設入居者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 現在、市内には、特定施設の指定を受けた有料老人ホームが2施設、サービス付き高齢者向け住宅が1施設あります。
- 住所地特例※対象施設であるため、市内外の各地に整備が進められている状況を踏まえ、今後も増加していくものとしてサービス量を見込みました。



区分	実績値			第6期計画期間			長期推計	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度	
予防給付(要支援1・2)	給付費(千円)	25,914	23,936	24,563	22,468	20,504	18,439	25,976
	人数(人)	24	22	23	25	24	24	34
介護給付(要介護1~5)	給付費(千円)	346,516	363,594	416,389	485,833	518,497	552,193	910,436
	人数(人)	151	160	186	212	227	242	399

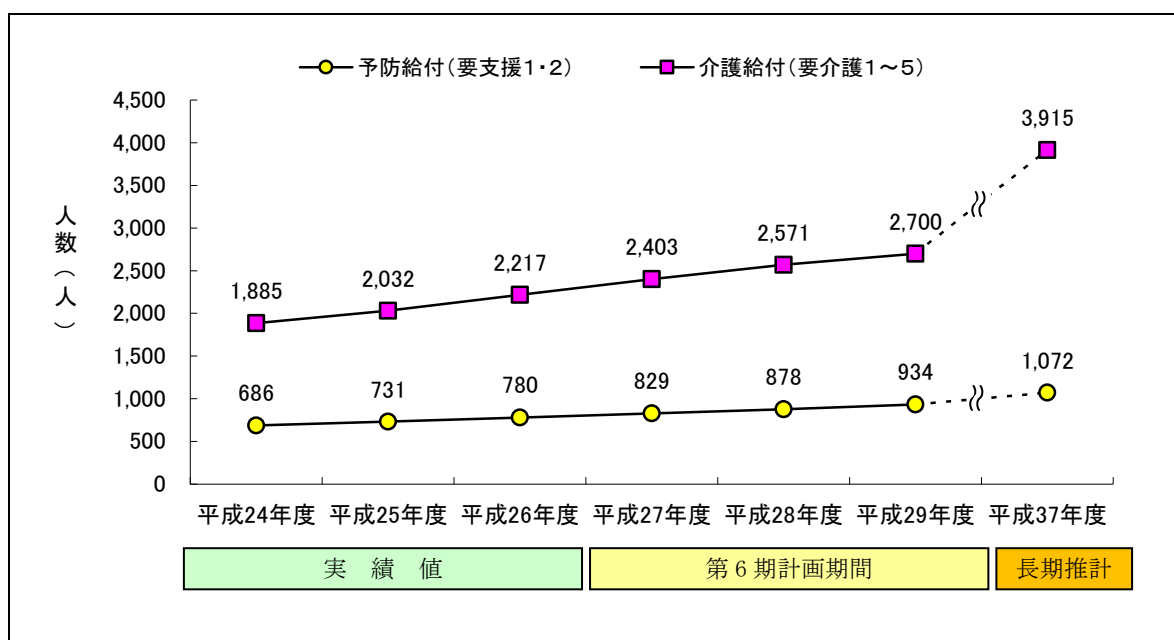
※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

※ 「住所地特例」とは、施設などが多く整備されている市町村の負担を考慮して、介護保険施設や有料老人ホームなどに転居した場合でも、前住所地の保険者が保険給付を行う措置のことです。

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

○要支援・要介護認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	36,543	39,004	42,670	44,748	47,292	50,324	57,753
	人数 (人)	686	731	780	829	878	934	1,072
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	311,128	332,175	351,030	399,004	426,698	447,171	651,825
	人数 (人)	1,885	2,032	2,217	2,403	2,571	2,700	3,915

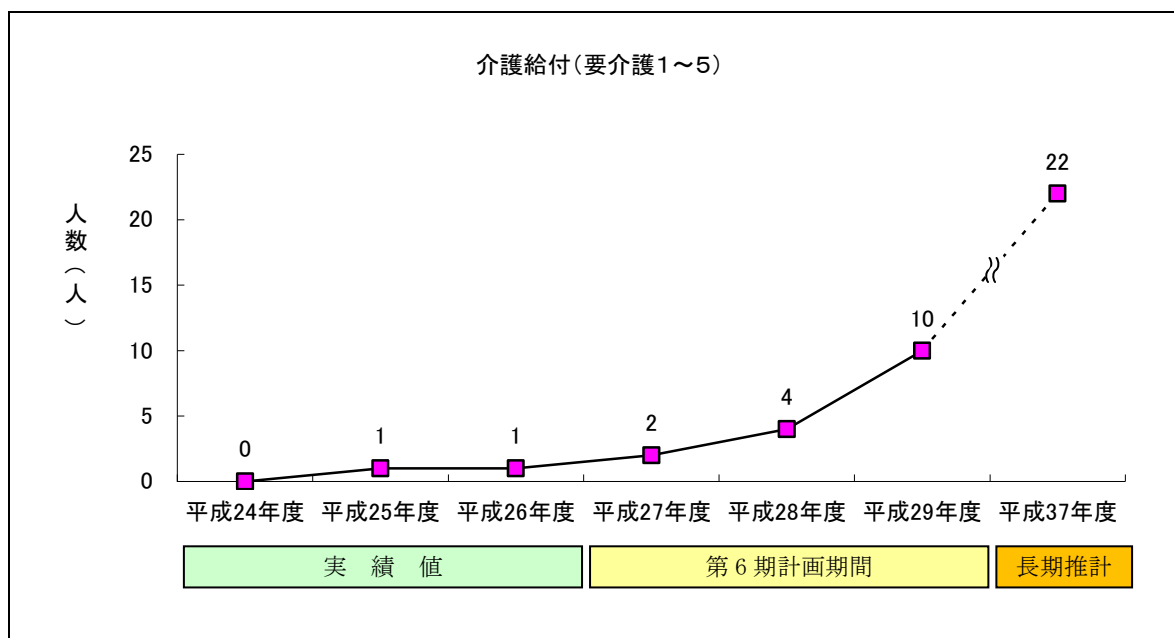
※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

2 地域密着型サービスの見込量

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが連携しながら、定期的巡回訪問と緊急時等の随時訪問を行うサービスです。

○現在、市内にこのサービス事業所はありませんが、今後、在宅介護と医療の連携強化の下で有効なサービスの1つとして考えられるため、新たな整備を図るものとし、サービス量の増加を見込んでいます。



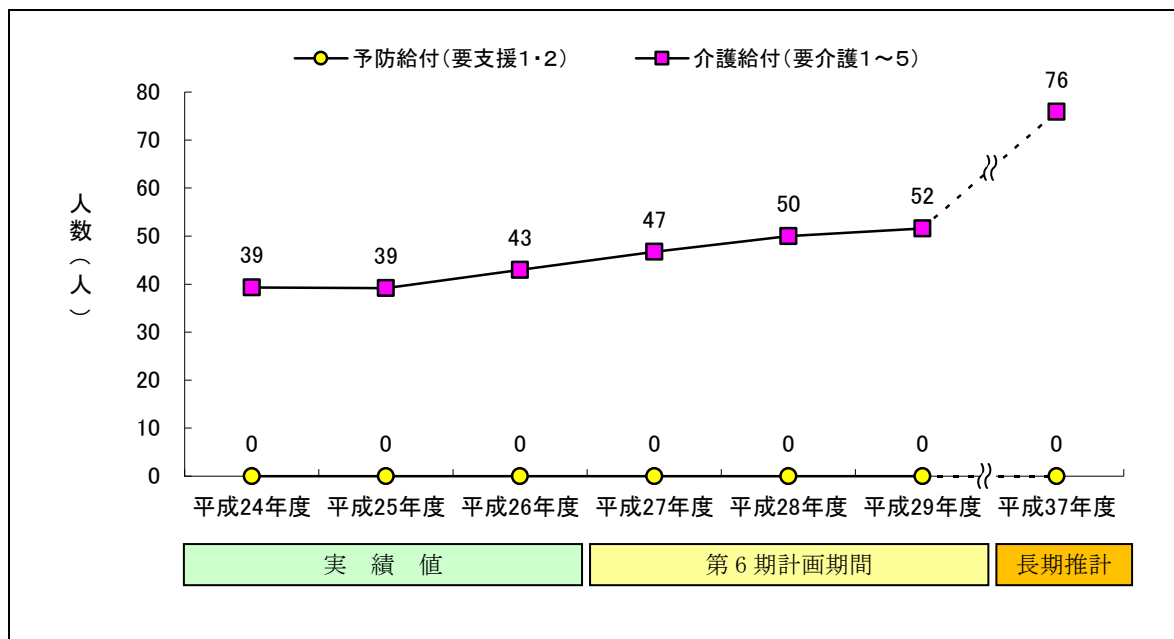
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護給付(要介護1~5)	給付費(千円)	0	165	135	2,133	4,179	10,141	21,606
	人数(人)	0	1	1	2	4	10	22

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(2) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

○認知症対応型通所介護は、認知症専用の通所介護施設において食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。

○現在、南部圏域に2施設が整備されており、今後、未整備である他の圏域における整備を目指すものとし、今後のサービス量を見込んでいます。



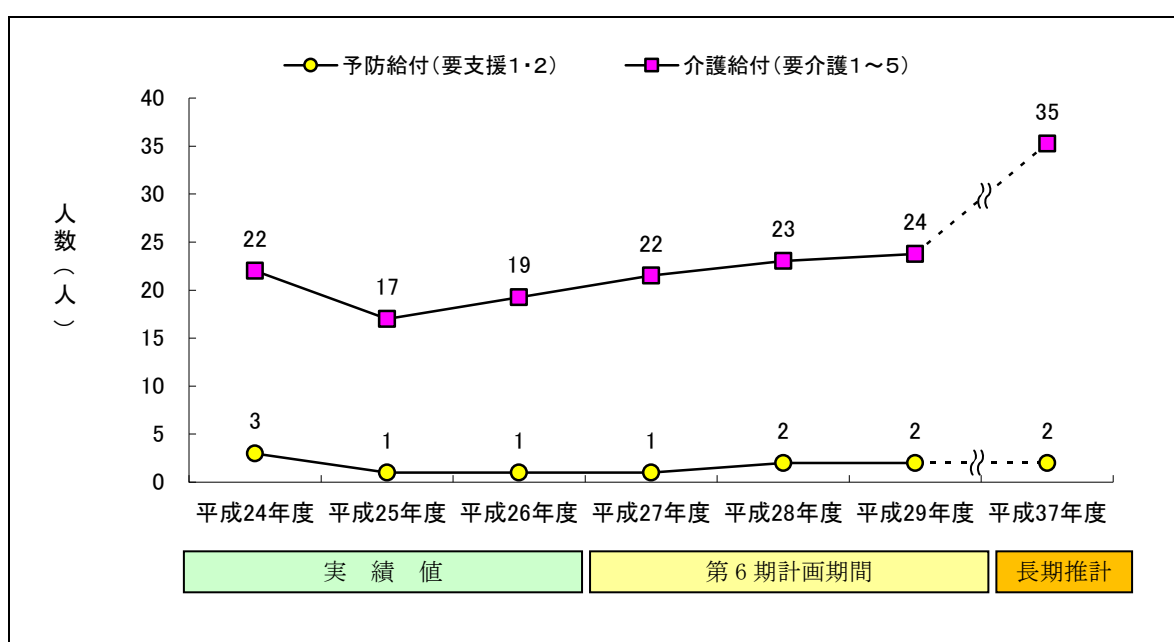
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	39,086	40,444	46,653	56,741	64,496	70,247	149,416
	人数 (人)	39	39	43	47	50	52	76

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(3) 小規模多機能型居宅介護

○小規模多機能型居宅介護は、「通い（デイサービス）」を中心に、利用者の状況や希望に応じて「訪問（ホームヘルプ）」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて提供するサービスです。

○現在、市内には3施設が整備されていますが、このサービスの周知度が低い状況が見受けられます。今後、ケアマネジャーや利用者への普及に努め、利用の促進を図っていくため、サービス量の増加を見込んでいます。

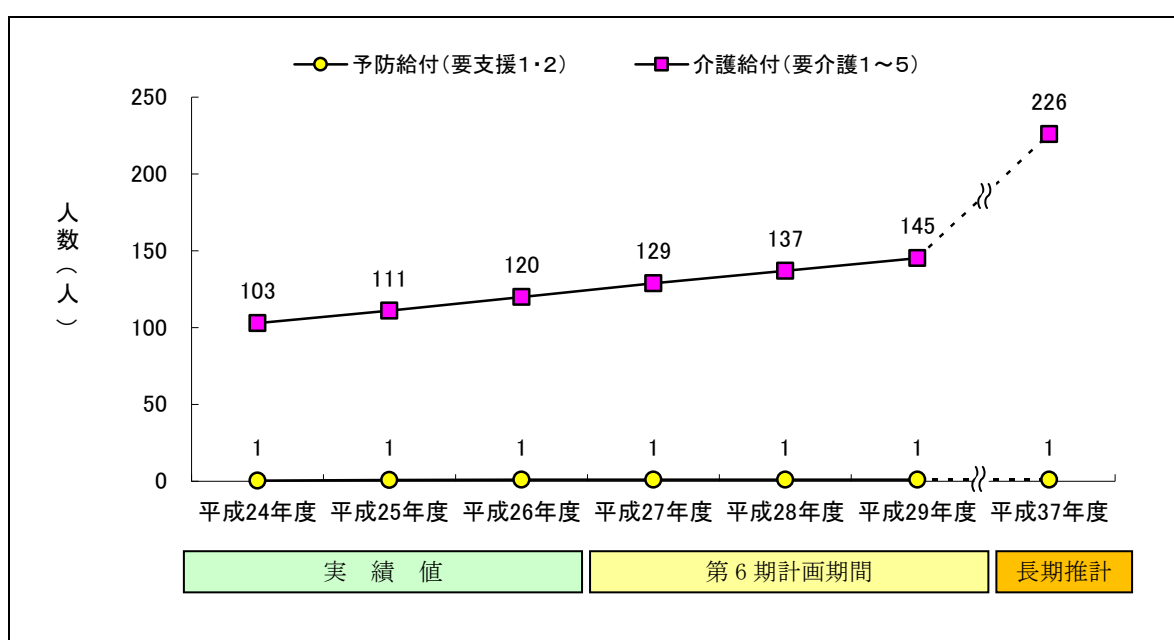


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	1,423	251	914	889	941	1,002	1,337
	人数 (人)	3	1	1	1	2	2	2
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	59,399	44,792	45,790	56,276	59,958	60,843	92,073
	人数 (人)	22	17	19	22	23	24	35

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活をし、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 今後、認知症高齢者の増加が予想されることから、サービス量についても増加していくことを見込んでいます。
- 現在、市内には 8 施設 144 床が整備されていますが、これを超える利用が見込まれるため、未整備の地域に新たな整備を図るものとします。



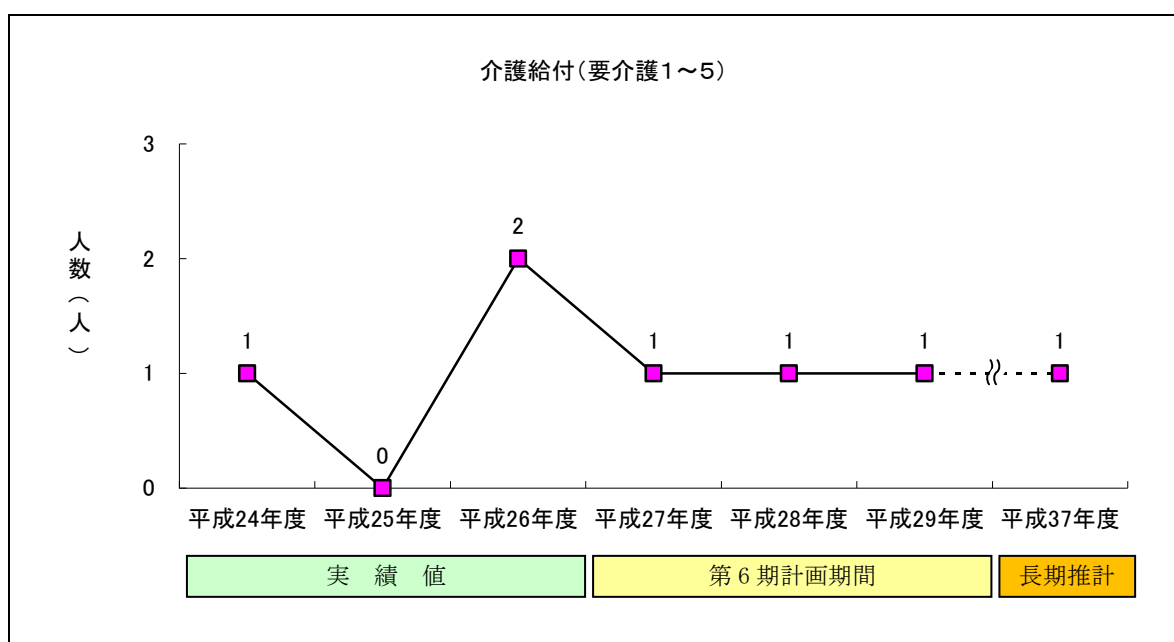
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	1,325	2,545	1,413	2,560	2,555	2,555	3,070
	人数 (人)	1	1	1	1	1	1	1
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	311,882	336,845	352,175	388,528	411,189	435,431	677,568
	人数 (人)	103	111	120	129	137	145	226

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

○地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等に入居し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

○現在、市内にこの施設はなく、また、今後の整備予定もありませんが、他市町村の施設利用があることから、これらを踏まえてサービス量を見込んでいます。



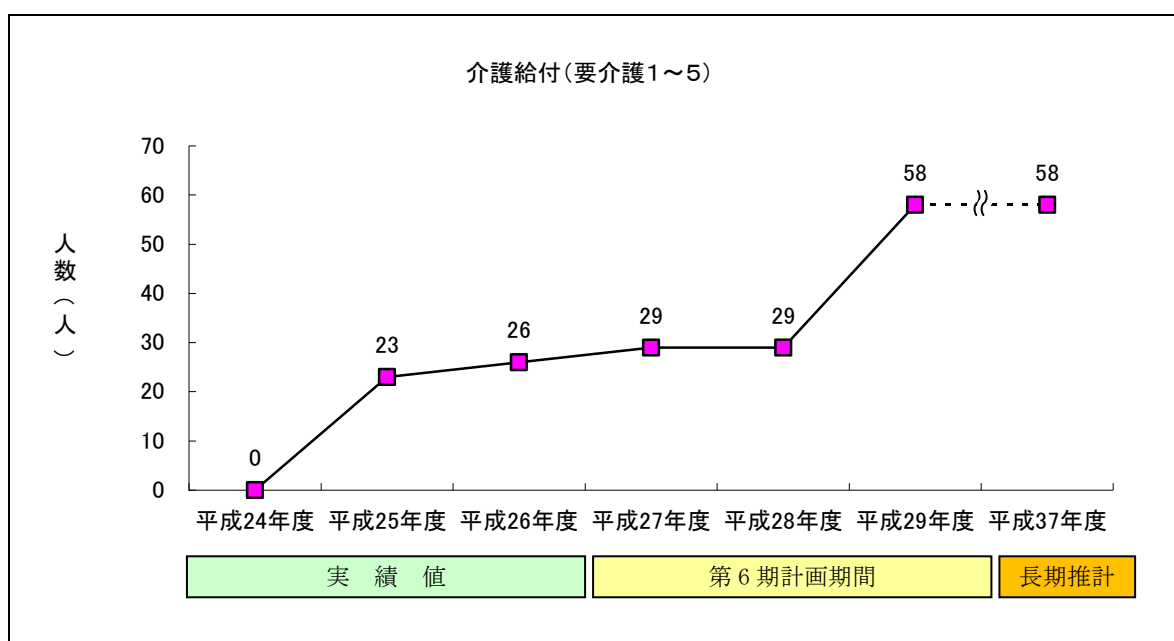
区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護給付(要介護1~5)	給付費(千円)	1,163	0	5,272	2,695	2,690	2,690	3,477
	人数(人)	1	0	2	1	1	1	1

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

○現在、市内には1施設29床が整備されていますが、施設入所待機者への対応として、地域バランスを考慮した新たな整備を図るものとし、今後のサービス量の増加を見込んでいます。

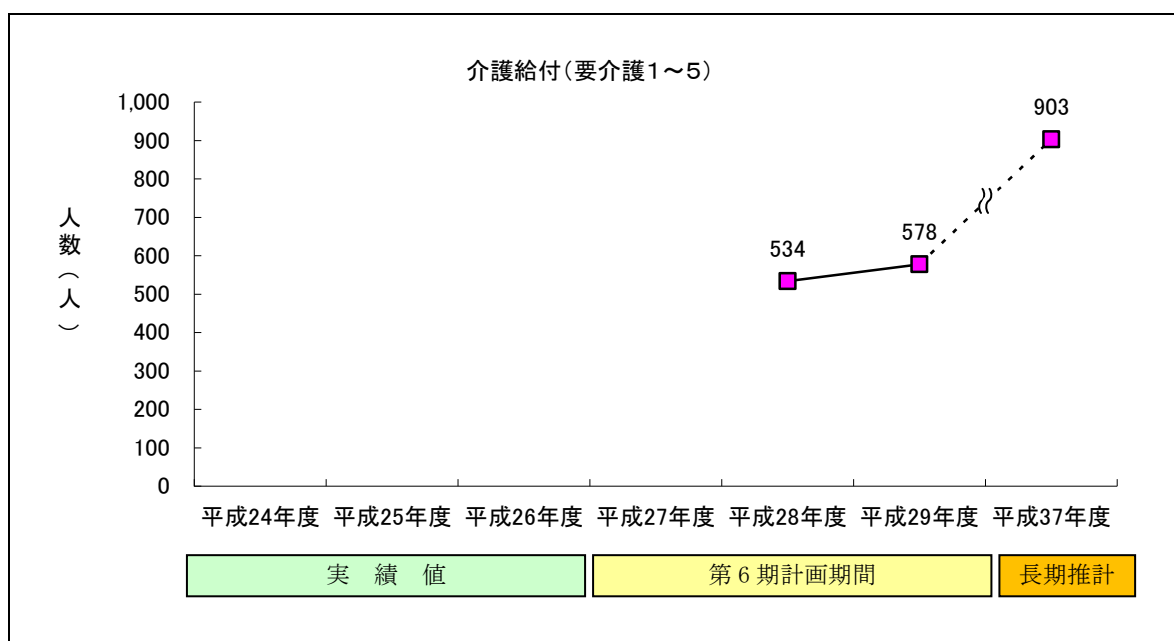


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	0	58,025	74,371	71,564	71,426	147,628	147,628
	人数 (人)	0	23	26	29	29	58	58

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(7) 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

- 地域密着型通所介護は、利用定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- 居宅サービスの通所介護のうち利用定員 18 人以下の事業所における介護給付サービスが地域密着型サービスに位置づけられる予定となっていることから、平成 28 年度以降のサービス量を見込んでいます。



区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	-	-	-	-	535,522	580,914	1,002,865
	人数 (人)	-	-	-	-	534	578	903

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(8) 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問や通報に基づき随時対応して行う訪問介護サービスです。
- 現在のところ、市内にこのサービスは整備されておらず、また、今後の整備予定もないことから、サービス量は見込んでいません。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

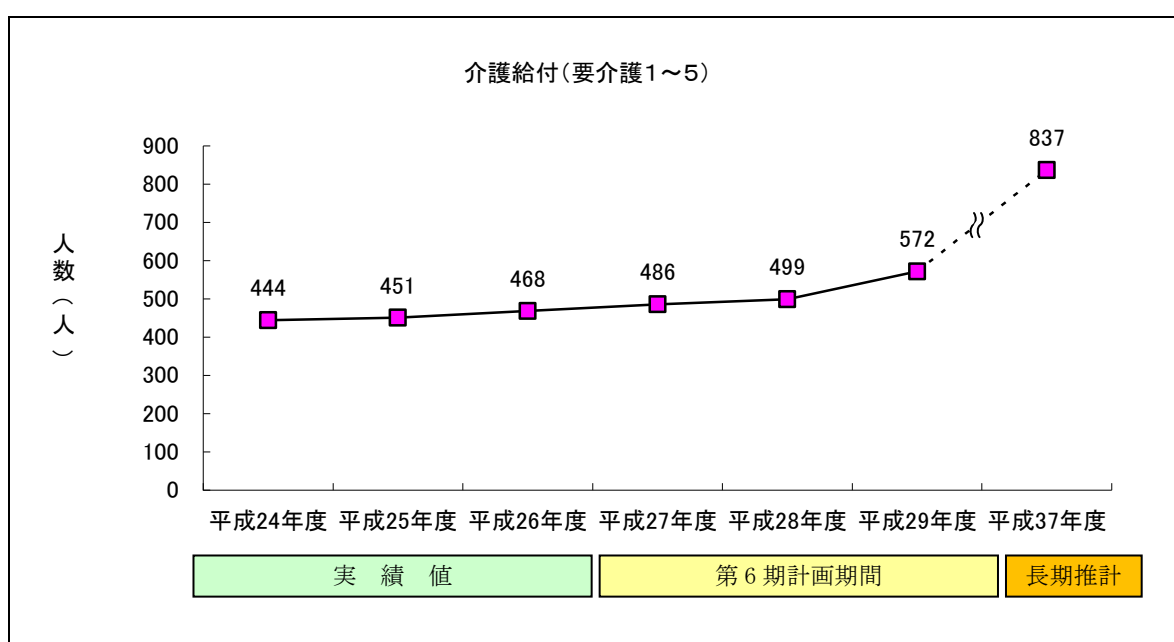
- 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的に提供するサービスです。
- 現在のところ、全国的に見ても事業所数が少なく、浸透していないサービスであり、市内にもこのサービスは整備されていませんが、在宅介護と医療の連携強化の下で有効なサービスの1つとして考えられるため、利用者ニーズ等を見極めながら整備に向けての対応を図ります。

3 施設サービスの見込量

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○介護老人福祉施設は、要介護者が入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを提供する施設です。

○現在、市内には5施設555床が整備されていますが、施設入所待機者への対応として、新たに整備を図るものとし、今後のサービス量の増加を見込んでいます。

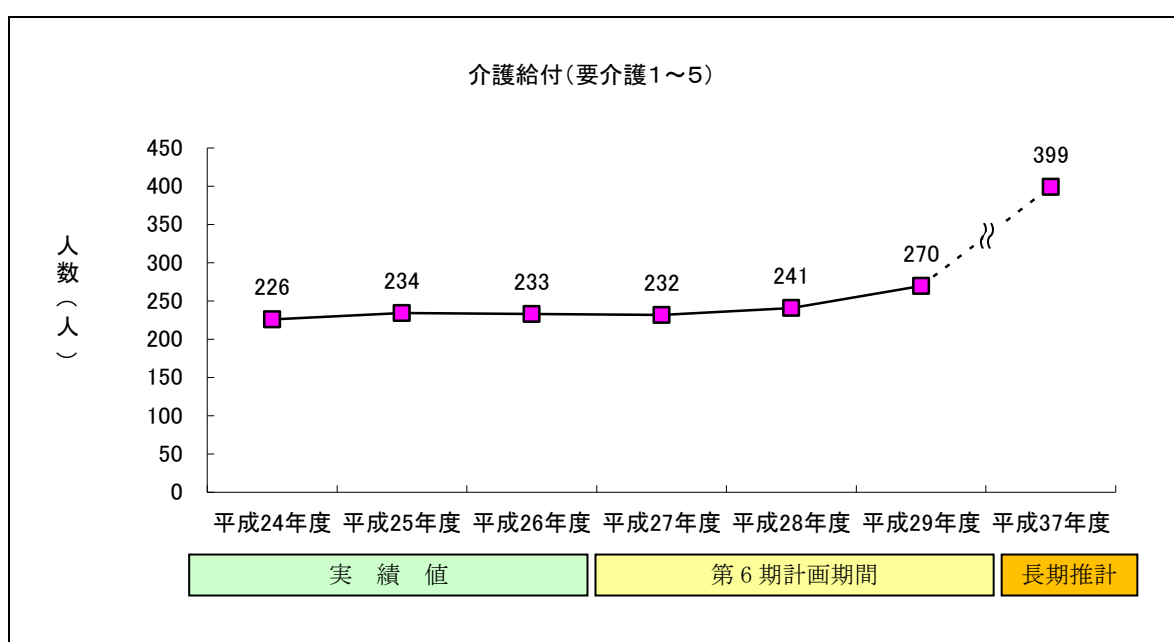


区分	実績値			第6期計画期間			長期推計	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度	
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	1,344,700	1,364,862	1,429,768	1,474,584	1,511,778	1,738,701	2,551,965
	人数 (人)	444	451	468	486	499	572	837

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(2) 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者が入所し、医学的管理下における介護や看護、機能訓練及び日常生活の支援などを提供する施設です。
- 現在、市内には 2 施設 244 床が整備されていますが、新たな整備計画が進められていることを踏まえて、今後のサービス量を見込んでいます。
- また、国において、縮小・廃止の検討が続けられている介護療養型医療施設からの利用者の転換施設としての役割も期待されています。

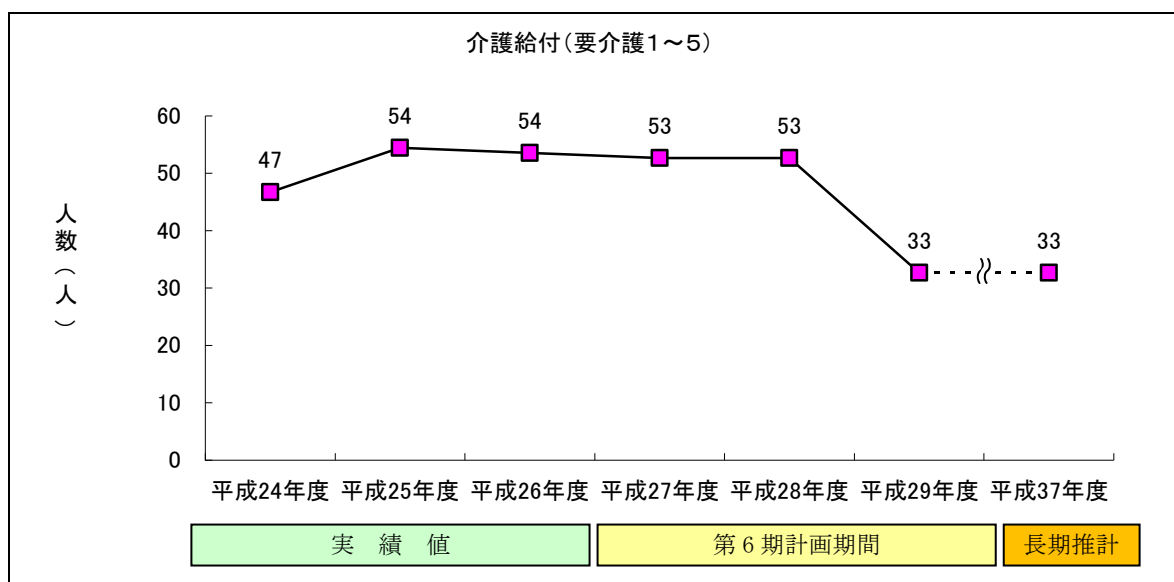


区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護給付(要介護1～5)	給付費(千円)	710,332	737,228	727,231	733,047	760,419	856,062	1,270,028
	人数(人)	226	234	233	232	241	270	399

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

(3) 介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設は、療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。
- 国においてこの施設の縮小・廃止の検討が続けられています。そのため、医療療養病床や他の施設サービス等への移行が想定されますが、市内にこの施設はないことなどから、長期推計における移行は見込んでいません。
- また、今後、利用者が施設から地域に戻ってくることが考えられるため、利用者一人ひとりの状態や意向を尊重した円滑な移行により、引き続き適切なサービスの提供が図られるよう、地域のサービス基盤の整備に努めていきます。



区分		実績値			第6期計画期間			長期推計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	202,490	232,779	229,644	226,509	226,072	140,264	140,264
	人数 (人)	47	54	54	53	53	33	33

※人数は月当たり平均利用者数、平成26年度は見込値

4 介護保険サービス給付費の見込み

これまでに見た介護保険サービス利用者数に対応した給付費は、下表のとおりとなります。

(1) 予防給付（要支援1・2）

（単位：千円、人、回）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
(1) 介護予防サービス		328,171	352,731	237,485	176,541
介護予防訪問介護	給付費	80,447	84,986	42,493	0
	人数	384	407	204	0
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	11,422	13,484	15,856	37,234
	回数	164.2	193.6	227.0	527.4
	人数	24	25	27	36
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	2,286	2,359	2,450	2,638
	回数	65.3	67.5	70.1	75.7
	人数	7	7	8	10
介護予防居宅療養管理指導	給付費	4,559	4,818	5,127	6,843
	人数	33	35	37	50
介護予防通所介護	給付費	141,036	156,540	78,269	0
	人数	397	444	222	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	25,867	27,275	28,989	38,707
	人数	58	61	65	86
介護予防短期入所生活介護	給付費	3,302	3,828	4,437	9,852
	日数	44.3	51.6	60.0	134.8
	人数	7	8	8	11
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	16,933	17,908	19,044	25,423
	人数	239	253	269	359
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	2,456	2,600	2,766	3,692
	人数	10	11	12	16
介護予防住宅改修	給付費	17,395	18,429	19,615	26,176
	人数	15	16	17	22
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	22,468	20,504	18,439	25,976
	人数	25	24	24	34
(2) 地域密着型介護予防サービス		3,449	3,496	3,557	4,407
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	889	941	1,002	1,337
	人数	1	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	2,560	2,555	2,555	3,070
	人数	1	1	1	1
(3) 介護予防支援	給付費	44,748	47,292	50,324	67,163
	人数	829	878	934	1,246
合計	給付費	376,368	403,519	291,366	248,111

(2) 介護給付（要介護 1～5）

（単位：千円、人、回）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
(1) 居宅サービス		3,954,322	3,795,150	4,031,579	7,023,172
訪問介護	給付費	735,179	797,393	835,020	1,392,044
	回数	20,410.5	22,169.6	23,233.4	38,577.4
	人数	994	1,063	1,113	1,623
訪問入浴介護	給付費	79,652	86,552	86,800	170,473
	回数	549.7	598.5	600.2	1,178.8
	人数	103	109	106	166
訪問看護	給付費	187,992	213,412	228,904	522,091
	回数	2,482.9	2,826.9	3,044.4	6,904.2
	人数	307	327	332	496
訪問リハビリテーション	給付費	39,469	39,070	37,126	48,931
	回数	1,115.8	1,107.3	1,052.8	1,390.1
	人数	90	97	101	147
居宅療養管理指導	給付費	94,614	100,713	103,550	152,943
	人数	637	680	700	1,034
通所介護	給付費	1,394,828	1,012,229	1,098,029	1,895,589
	回数	14,515.8	10,570.0	11,545.9	19,881.2
	人数	1,405	1,010	1,092	1,706
通所リハビリテーション	給付費	233,309	249,987	264,937	439,725
	回数	2,266.1	2,431.6	2,585.3	4,154.6
	人数	289	309	326	468
短期入所生活介護	給付費	403,101	455,083	491,867	987,756
	日数	3,977.3	4,507.7	4,897.3	9,849.9
	人数	305	328	341	503
短期入所療養介護(老健)	給付費	18,414	20,725	22,116	44,464
	日数	145.3	163.2	174.2	339.8
	人数	17	18	19	28
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	241,531	258,333	266,130	393,416
	人数	1,370	1,466	1,527	2,230
特定福祉用具購入費	給付費	10,400	11,091	11,494	16,760
	人数	40	43	45	65
住宅改修費	給付費	30,000	32,065	33,413	48,544
	人数	31	33	35	51
特定施設入居者生活介護	給付費	485,833	518,497	552,193	910,436
	人数	212	227	242	399
(2) 地域密着型サービス		577,937	1,149,460	1,308,409	2,096,041
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	2,133	4,179	10,141	21,606
	人数	2	4	10	22
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費	56,741	64,496	70,247	149,416
	回数	452.8	515.6	563.3	1,191.8
	人数	47	50	52	76
小規模多機能型居宅介護	給付費	56,276	59,958	60,843	92,073
	人数	22	23	24	35
認知症対応型共同生活介護	給付費	388,528	411,189	435,431	677,568
	人数	129	137	145	226
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	2,695	2,690	2,690	3,477
	人数	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	71,564	71,426	147,628	147,628
	人数	29	29	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	515	1,408
	人数	0	0	5	15
地域密着型通所介護	給付費	—	535,522	580,914	1,002,865
	回数	—	5,592.1	6,108.4	10,518.2
	人数	—	534	578	903

(前頁からの続き)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
(3)施設サービス		2,434,140	2,498,269	2,735,027	3,962,257
介護老人福祉施設	給付費	1,474,584	1,511,778	1,738,701	2,551,965
	人数	486	499	572	837
介護老人保健施設	給付費	733,047	760,419	856,062	1,270,028
	人数	232	241	270	399
介護療養型医療施設 (平成 32 年度以降は転換施設)	給付費	226,509	226,072	140,264	140,264
	人数	53	53	33	33
(4)居宅介護支援	給付費	399,004	426,698	447,171	651,825
	人数	2,403	2,571	2,700	3,915
合計	給付費	7,365,403	7,869,577	8,522,186	13,733,295

(3) 標準給付費見込額

平成 27 年度から平成 29 年度の介護保険給付費（介護給付費・予防給付費）の見込みに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を加えたものが、保険料算定の基となる標準給付費となります。

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
標準給付費見込額	8,225,119	8,748,630	9,318,175	14,760,847
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	7,693,914	8,195,239	8,731,780	13,845,780
総給付費	7,741,771	8,273,096	8,813,552	13,981,406
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	47,857	77,857	81,772	135,626
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	330,772	339,248	358,327	567,444
特定入所者介護サービス費等給付額	344,952	369,306	394,309	624,425
補足給付の見直しに伴う財政影響額	14,180	30,058	35,982	56,981
高額介護サービス費等給付額	164,926	176,271	187,754	287,061
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,205	28,008	29,833	45,612
算定対象審査支払手数料	9,302	9,864	10,482	14,950
審査支払手数料一件あたり単価（円）	65	65	65	65
審査支払手数料支払件数（件）	143,111	151,753	161,257	229,994

5 介護保険サービスの確保策

(1) 介護保険サービスの基盤整備

①居宅サービス

居宅サービスについては、この計画においてサービス見込量を推計しており、この必要量の確保に努めるものとしますが、具体的な整備目標数は設定しません。

現状では、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションが充足しているとはいえないため、今後、在宅介護と医療の連携強化の下でこれらのサービスの参入を促していきます。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスの新たな整備事業者の選定については、サービスの質の確保・向上を期待し、公平・公正に選定するため、原則として、公募により行います。

また、事業者の新規指定、指定更新に当たっては、サービスの適切な運営を確保するため、新座市地域密着型サービス運営委員会において、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者等の意見を聴取するものとします。

45 ページからの地域密着型サービスの見込量の推計に基づき、第6期計画期間における新たな整備目標は次のとおりとします。

サービスの種類	整備目標		
	年度	事業所数(定員)	圏域
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	平成27年度	2	〈※1〉
認知症対応型通所介護	平成27年度 ～29年度	〈※2〉	南部圏域以外
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	平成29年度	1(18人)	東部第一 又は 東部第二
地域密着型 介護老人福祉施設	平成29年度	1(29人)	南部圏域以外

※1 特定の圏域の指定は行いませんが、市内の南部方面（東部第一・東部第二・南部）と北部方面（西部・北部第一・北部第二）にそれぞれ1事業所ずつの整備を目指します。

※2 南部以外の5圏域での整備を目指すため、各圏域で1事業所ずつ、最大5事業所。

これらを踏まえての地域密着型サービスの日常生活圏域別必要利用定員総数は、次のとおり見込みます。

サービス種類	日常生活圏域	必要利用定員総数(人)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対応型共同生活介護		144	144	162
	東部第一	24	24	27
	東部第二	24	24	27
	西部	24	24	27
	南部	24	24	27
	北部第一	24	24	27
	北部第二	24	24	27
地域密着型特定施設 入居者生活介護		0	0	0
	東部第一	0	0	0
	東部第二	0	0	0
	西部	0	0	0
	南部	0	0	0
	北部第一	0	0	0
	北部第二	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護		29	29	58
	東部第一	5	5	10
	東部第二	5	5	10
	西部	5	5	10
	南部	5	5	10
	北部第一	5	5	10
	北部第二	4	4	8

③施設サービス

施設サービスについては、施設入所待機者の解消が課題となっていますが、この入所待機者の解消に当たっては、施設サービスのみならず、在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中での対応に努めるものとします。

併せて、高齢者の住まいのあり方の選択肢として、施設サービスのほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も含めた検討が必要であると考えます。

これらを踏まえて、第6期計画期間における施設サービスの整備目標を次のとおり設定します。

サービス種類	整備目標	
	年度	床数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	平成 29 年度	100 床
介護老人保健施設	平成 29 年度	129 床

(2) 介護給付の適正化

利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくため、介護給付の適正化事業を実施します。

実施に当たっては、以下の5事業を重点的に実施するほか、国保連合会介護給付適正化システムにより作成される給付実績を活用して事業所のサービス提供等の状況を把握し、介護報酬請求の適正化を図るとともに適正なサービス提供が図られるよう事業者への指導に努めます。

①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護・要支援認定における訪問調査について、事後点検を実施します。

②ケアプランの点検

介護サービスの質の向上のため、ケアプランについて、市職員による確認を実施します。

確認の結果、必要と判断される場合には、事業者等への指導を行います。

③住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査

住宅改修や福祉用具に係る支給の必要性和妥当性をより正確に判断するため、書類審査に加え、必要に応じて実地調査等を実施します。

④医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を実施します。

点検により、誤り又は不適正と認められる請求を発見した場合には、速やかに過誤調整の手続をするよう事業者へ指導します。

⑤介護給付費通知

介護サービスの利用者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知することにより、不正請求の防止、利用者自身へのコスト意識の啓発等を促進します。

(3) 介護保険サービスの質の向上

介護保険サービスの利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者への支援や指導等の充実を通じて、サービスの質の向上を図ります。

①サービス事業者等への支援

質の高いサービスが提供されるよう、サービス事業者への情報提供や資質向上のための研修機会を提供するとともに、事業者からの問い合わせ・相談等に随時対応していきます。

介護支援専門員(ケアマネジャー)同士の連携や知識、資質の向上を図るため、連絡会や研修会を開催します。

ケアマネジャーだけでは解決できない多問題ケースについては、高齢者相談センター(地域包括支援センター)における地域ケア会議を活用し、問題解決を図ります。

②サービス事業者への指導

市が指定する地域密着型サービスについて、適切な運営や効果的なサービス提供がなされるよう、新規指定の一定期間経過後や指定更新の際など定期的に、又は、必要に応じて、事業者への実地指導を行います。

また、実地指導等の機会を捉えて、介護職員の職場環境の把握に努め、必要と判断される場合には、処遇改善を求めます。

③専門的人材の確保

今後、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、必要とされる介護保険サービスの量的な増加が見込まれます。このため、介護士・看護師等専門的人材の育成・確保はますます重要な課題となっており、埼玉県の人材確保策と連携して対応を行っていきます。

④介護保険制度等の周知

介護保険制度は、利用者による主体的なサービスの選択を基本としているため、介護サービス情報が容易に入手できる環境は、介護保険制度の根幹をなす大切な条件であるといえます。

このため、ホームページやパンフレットを活用し、制度やサービスについての情報提供を行うとともに、出前講座の制度を活用した説明を引き続き促進していきます。

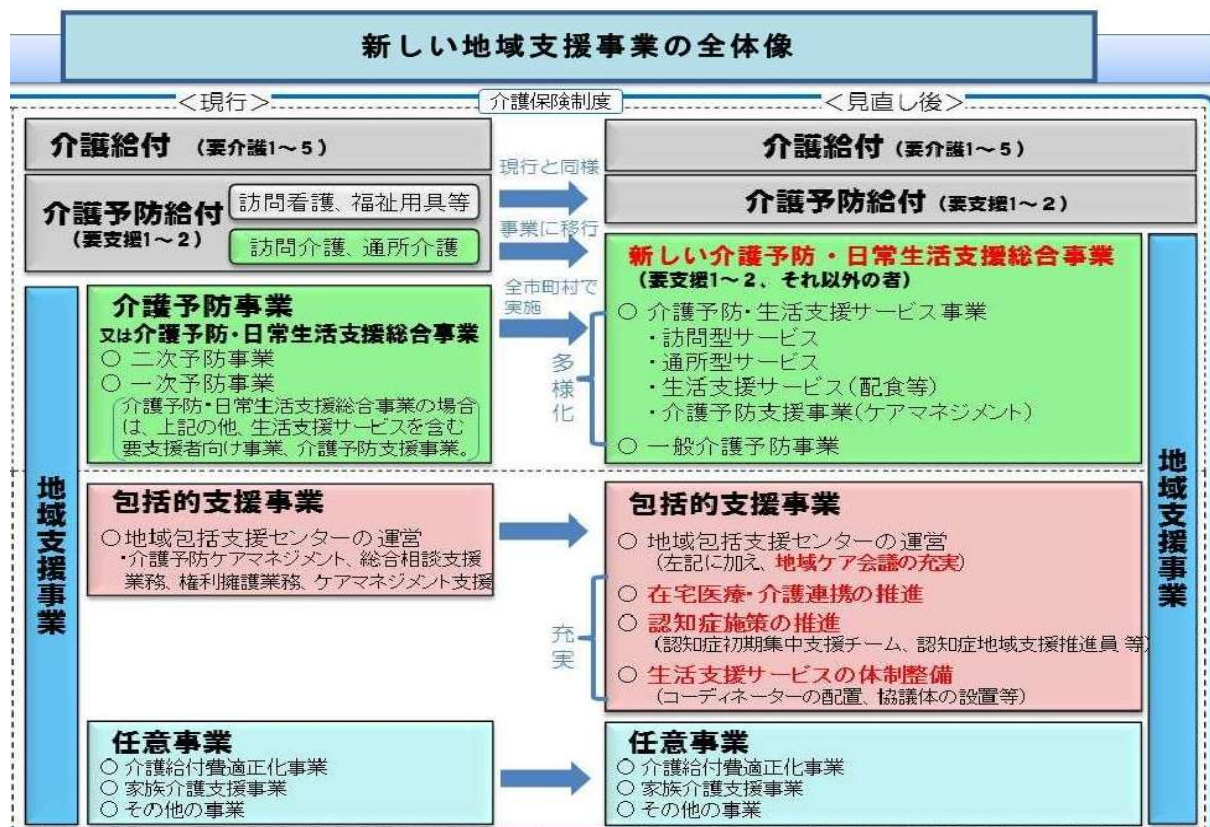
第3節 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

介護保険法の改正に基づき、要支援1及び2の方に対する訪問介護と通所介護は地域支援事業に移行され、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）として実施されることになりました。

この新しい総合事業の実施については、平成29年4月までの猶予期間が設けられているため、それまでの間に、既に実施されている地域支援事業を整理・統合しつつ、市の実情に応じた柔軟かつ多様なサービスの基盤整備を図り、高齢者の生きがいや活動にも焦点を当てた施策の充実を図ります（本計画においては、平成29年4月からの実施を想定して、サービス量を見込んでいます）。

また、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など、多角的な事業内容である包括的支援事業については、平成30年4月からの完全実施に向けて準備を進め、地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者の在宅生活を支援していきます。



1 地域支援事業の見込量

地域支援事業にかかる事業費の見込量は、次のとおりです。

区分		実績値	第6期計画期間			中長期
		25年度	27年度	28年度	29年度	37年度
総事業費	事業費(千円)	134,056	183,842	201,823	373,768	499,196

区分		実績値	第6期計画期間			中長期
		25年度	27年度	28年度	29年度	37年度
介護予防事業費		31,847	57,516	59,114	新しい 総合事業 へ移行	—
一次・二次予防事業費	事業費(千円)	31,847	57,516	59,114		—
	人数(人)	8,717	17,930	19,600		—
介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)		—	—	—	228,050	304,579
訪問型サービス	事業費(千円)	—	—	—	45,170	60,328
	人数(人)	—	—	—	230	307
通所型サービス	事業費(千円)	—	—	—	103,563	138,317
	人数(人)	—	—	—	3,076	4,108
ケアマネジメント	事業費(千円)	—	—	—	43,102	57,566
	人数(人)	—	—	—	9,991	13,344
一般介護予防事業	事業費(千円)	—	—	—	36,215	48,368
	人数(人)	—	—	—	18,730	25,015

[積算の考え方]

※介護予防事業費は平成26年度の決算見込みを参考に積算しました。

※新しい総合事業については、平成29年度から実施するものとして、予防給付から移行される訪問介護及び通所介護利用者を含めて、所要額を見込みました。

区分		実績値	第6期計画期間			中長期
		25年度	27年度	28年度	29年度	37年度
包括的支援事業費		97,689	119,156	135,406	138,410	184,857
高齢者相談センターの運営	事業費(千円)	97,689	112,980	126,830	130,714	174,579
地域ケア会議	事業費(千円)	—	1,640	1,640	1,640	2,190
医療と介護の連携	事業費(千円)	—	1,536	2,536	1,536	2,051
認知症施策	事業費(千円)	—	1,560	2,960	3,080	4,114
生活支援サービス体制	事業費(千円)	—	1,440	1,440	1,440	1,923

[積算の考え方]

※高齢者相談センターの委託費の他、新しい包括的支援事業の実施に向けての必要な経費を見込みました。

区分		実績値	第6期計画期間			中長期
		25年度	27年度	28年度	29年度	37年度
任意事業費	事業費(千円)	4,521	7,170	7,303	7,308	9,760

[積算の考え方]

※高齢者の増加に伴い、権利擁護事業該当者も増加することを見込みました。

2 地域支援事業の概要及び確保策

(1) 介護予防事業

①二次予防事業

1) 対象者把握事業

- 基本チェックリスト※を活用して、要介護状態等となるおそれの高い状態にある二次予防事業対象者を早期に発見し、介護予防に資する取組につなぐことを目的として情報収集を行います。
- 対象者を漏れなく把握できるよう、地域との連携を強化するとともに、基本チェックリストの未回答者に対する戸別訪問を実施します。

2) 通所型介護予防事業

- 二次予防事業対象者に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上及び認知症予防を取り入れた複合プログラムを実施し、対象者本人が掲げる日常生活上の目標達成を図り、自立した生活の確立と自己実現に向けた支援を行います。
- 多くの方が継続して参加できるよう、医療機関の理学療法士などのリハビリテーション専門職が関わるプログラムの検討など、魅力的なプログラムの実施に努めます。
- 二次予防事業により状態の改善が図られた方に対し、一次予防事業への参加を勧奨し、効果的な介護予防事業を実施します。

②一次予防事業

1) にいざ元気アップ広場の推進

- 「健康長寿のまちにいざ」を目指し、介護予防、生活習慣病の予防、健康増進の観点から、地域の集会所等において健康体操・健康相談を行うことにより、高齢者の生活機能の維持向上、閉じこもり防止を図り、地域の健康づくりを推進します。
- 新座市民総合大学に新たな学部を設置し、地域における健康づくりの中心的

※ 「基本チェックリスト」とは、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、といった視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の項目について「はい」、「いいえ」で記入する質問票のことです。

な担い手となる人材（にいざの元気推進員）の養成に努めます。

○人材の確保に合わせて、実施箇所の拡大を図り、最終的には市内全域での実施を目指します。

2) 民間事業者や町内会への委託による介護予防教室等の実施

○接骨師会による肩、首、腰、ひざ等の運動器の機能向上と予防体操を実施します。

○運動器の機能向上について、年間を通じた教室を開催し、参加者の拡大と増加を図ります。

○身近な場所で高齢者が気軽に集える沙龙的な場所として、町内会との連携により、ほっと茶や事業の拡大に努めます。

3) その他の一次予防事業

○高齢者の閉じこもり防止及び外出支援のため、健康マイレージ事業やウォーキング事業を実施し、他の介護予防事業と有機的につながるよう事業展開を図ります。

○健康マイレージ事業について、先進市の取組を参考に対象事業及び景品の拡大、充実を図ります。

4) 人材の育成

○介護予防に関するボランティア等の人材を育成するため、新座市民総合大学において養成講座を開催します。

○介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等、住民の積極的な参加を促し、地域づくりを行います。

■介護予防事業の見込量（年間延べ利用者数）

単位：人

区 分		現況	計 画		
		25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
二次予 防事業	対象者把握事業	4,769	6,540	6,960	新しい 総合事業 へ移行
	通所型介護予防事業	670	2,250	2,800	
	小 計	5,439	8,790	9,760	
一次予 防事業	元気アップ広場	-	5,300	5,600	
	民間事業者及び町内会	2,261	2,500	2,700	
	その他の介護予防事業	1,003	1,300	1,500	
	人材の育成(※)	14	40	40	
	小 計	3,278	9,140	9,840	
合 計		8,717	17,930	19,600	

※人材の育成のみ実人数

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

平成 29 年 4 月までの実施に向けて、切れ目のない支援ができるよう、既存の事業所を始め、社会福祉協議会やシルバー人材センター、NPO、地域の自主グループ等と調整、協議を行い、多様なサービスを提供できる事業所等の確保に努めます。

①介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

要支援者及び基本チェックリストにより該当となった者（要支援者等）に対して、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのうち市が定めるサービスを提供します。

各利用者に対する予防サービスは、介護予防支援又はケアマネジメント事業で実施されるケアマネジメントに基づいて実施します。

1) 訪問型サービス

○現行の訪問介護相当のサービスとして事業者指定によるサービスを実施するとともに、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中サービス、移動支援など多様なサービスの提供に努めます。

■訪問型サービスのイメージ

※市町村は、この例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討することとされている。

<p>○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。</p>					
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）」（平成 26 年）

2) 通所型サービス

- 現行の通所介護相当のサービスとして事業者指定によるサービスを実施するとともに、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中サービスなど多様なサービスの提供に努めます。

■ 通所型サービスのイメージ

※市町村は、この例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討することとされている。

○ 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）」（平成26年）

3) その他の生活支援サービス

- 住民ボランティア等が行う見守り、訪問型、通所型に準じる自立支援に資する生活支援などを実施します。

4) 介護予防ケアマネジメント

- 要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な助言を行います。

②一般介護予防事業

すべての高齢者の介護予防の推進を目的として、住民主体の通いの場等の充実、拡大を図り、いつまでも生きがい・役割をもって生活できる地域を構築するために、次に掲げる事業を推進します。

1) 介護予防把握事業

○地域活動の中で収集した情報等を活用して、閉じこもり等の支援を必要とする方を把握し、介護予防活動につなげます。

2) 介護予防普及啓発事業

○介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室を年間を通して開催できるよう努めます。

○介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。

3) 一般介護予防事業評価事業

○介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

4) 地域リハビリテーション活動支援事業

○地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(3) 包括的支援事業

新しい総合事業と合わせて、地域包括ケアシステムの構築を目指し、「高齢者相談センターの運営」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」の多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域での生活を支援していきます。

平成30年4月からの完全実施に向けて、地域との連携の更なる強化を図るとともに、埼玉県、近隣市、朝霞地区医師会などの関係団体との調整、協議を進めます。

① 高齢者相談センターの運営

各日常生活圏域において、地域の高齢者の総合相談の中核を担っている高齢者相談センターに次に掲げる事業を委託し、市との連携のもとに地域における高齢者の生活を支援します。

高齢者人口の増加に合わせ、高齢者相談センターの充実を図ります。

1) 介護予防ケアマネジメント業務

○新しい総合事業の実施に向けて、適切な介護予防ケアマネジメントができるよう、準備を進めます。

2) 総合相談業務

○高齢者相談センターが専門的な立場から様々な相談に対応し、保健・医療・福祉等の関係者とのネットワークを通じて適切なサービス利用を図ります。

3) 権利擁護業務

○高齢者の尊厳を守るため、高齢者相談センターが専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

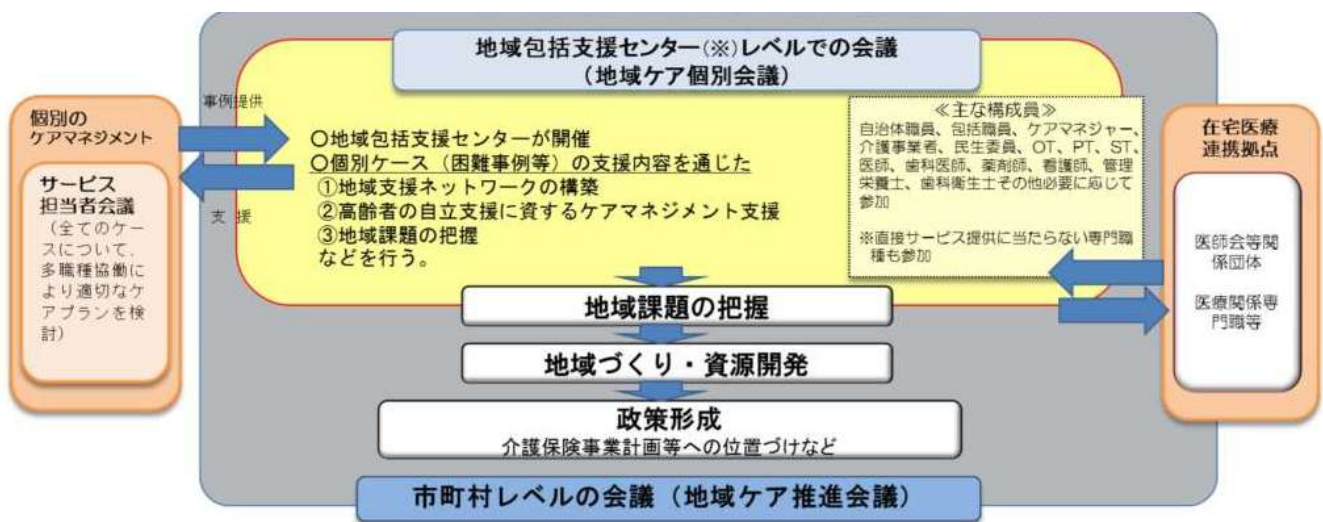
4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係医療機関等の連携を図り、また、在宅と施設の連携を行うなど、地域において、多職種相互の協働と連携によりケアマネジャーを支援していきます。

5) 地域ケア会議の充実

- 市と高齢者相談センターが連携し、個別事例の検討を通じて、高齢者個人の生活課題に対してその背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。
- また、これらの積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化防止に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組み、更なる個別支援の充実につなげていきます。

■地域ケア会議のイメージ



出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)」(平成26年)

②在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、地域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制の充実を図ります。

そのため、埼玉県や医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進するため、次に掲げる取組を推進します。

1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

- 在宅医療・介護連携に関する情報収集を行い、介護サービス事業者及び医療機関（介護サービス事業者等）のリストやマップを作成し、介護サービス事業者等の理解を高めるための情報の共有を行います。

2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- 在宅医療・介護連携に関する関係者の参画する会議を開催します。

3) 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営

- 地域の医療・介護関係者（高齢者相談センター、介護サービス事業者、ケアマネジャー等）に対して、在宅医療・介護サービスに関する相談の受付を行う在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営に向けて、埼玉県及び朝霞地区医師会と連携し、準備を進めます。

4) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

- 介護サービス事業者等（高齢者相談センター、介護サービス事業者、ケアマネジャー等）に対して、情報共有ツール等の導入を支援します。

5) 在宅医療・介護関係者の研修

- 在宅医療・介護連携に関する研修会を実施します。

6) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて24時間365日に対応できる体制の構築を進めます。
- 在宅療養支援診療所（病院）の設置について、埼玉県と連携を図るとともに、近隣市と連携をしながら、朝霞地区医師会に働きかけを行います。

7) 地域住民への普及啓発

- 地域住民に対する在宅医療・介護連携に関する事項の普及啓発を行います。

8) 二次医療圏内・関係市町村との連携

- 朝霞保健所及び南西部保健医療圏内の市町村（朝霞市・志木市・和光市・ふじみ野市・三芳町）との連携を進めていきます。

③認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示し、次に掲げる取組を推進します。

1) 認知症ケアパスの普及・確立

- 認知症高齢者の状態に応じたサービス提供の流れを確立し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを地域住民に明示します。
- その上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的、継続的に実施する体制の構築を進めます。

2) 認知症初期集中支援推進事業

- 認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が初期支援を包括的、集中的に行う「認知症初期集中支援推進事業」の実施を検討するため、医療・保健・福祉に携わる関係者から構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、事業の推進を図ります。

3) 認知症地域支援推進員等設置事業

- 地域の認知症高齢者やその家族からの相談に対応する「認知症地域支援推進員」の設置を進め、医療、介護、生活支援サービスと有機的に連携したネットワークを構築し、効果的な支援を行います。

4) 認知症ケア向上推進事業

- 地域の認知症高齢者やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して家族負担等の軽減を図るオレンジカフェ（認知症カフェ）の拡大を図ります。

④生活支援サービスの体制整備

単身や高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービスの提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的として、次に掲げる取組を推進します。

1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

○高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、各日常生活圏域において、生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置を進めます。

2) 協議体の設置及び運営

○各日常生活圏域内に生活支援・介護予防サービスに係る「協議体」を設置し、市が主体となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人など、生活支援サービスを担う多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進します。

(4) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種の事業を実施します。

①介護給付費適正化事業

介護給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します（61 ページ参照）。

②家族介護支援事業

要介護者を現に介護する方の支援のため、要介護者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした家族介護者教室を委託により実施します。

在宅における家族介護者のニーズ等を踏まえ、実施か所数の拡大を検討します。

③認知症高齢者見守り支援事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症高齢者に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築と運用を図るため、次に掲げる取組を推進します。

1) 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

○徘徊癖のある高齢者等に対して位置検索機を貸し出し、本人の行方が分からなくなったときに居場所を検索します。

2) 認知症サポーター養成講座

○認知症を理解し、地域で認知症の方を見守る認知症サポーターを養成します。

3) 認知症サポーターフォローアップ講座

○認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップ講座を開催し、認知症サ

ポーターの地域での活動の充実を図ります。

4) 迷い人SOSメール

○認知症高齢者等が、徘徊により行方が分からなくなったときなどに、地域住民等の情報と協力により、速やかに発見できるSOSメールシステムを構築します。

5) 徘徊模擬訓練

○徘徊高齢者の保護及び早期発見の観点から、地域住民や自治会、高齢者相談センター等が連携を図り、徘徊高齢者への対応や地域での連携方法について模擬訓練を実施します。

④その他の事業

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者の権利擁護を図り、虐待等に対応し、住み慣れた地域での生活を支援するため、次に掲げる事業を継続して実施します。

1) 成年後見制度利用支援事業

○配偶者や四親等内の親族がいない認知症高齢者の保護を図るため、市長が成年後見制度の審判申立を行った際に、その申立費用及び後見人等の報酬に対する助成事業を行います。

○また、利用を必要とする市民の増加が見込まれることから、市民後見人の育成及び支援体制の整備を進めます。

2) 日常生活自立支援事業利用料金助成事業

○自らの判断能力の低下した高齢者に対し、金銭等の預かりサービス等を提供する、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を利用した際の利用料を助成します。

3) 緊急ショートステイ事業

○虐待等で緊急に保護を要する高齢者の受入先として、ショートステイ用のベッドを確保します。

4) 住宅改修支援事業

○要介護者が、住宅改修の際に、ケアマネジャー以外の者に申請理由書の作成を依頼した場合の作成費用について、助成を行います。